平成26年8月1日から
露店等で火気器具を使用する際は
消火器の準備と消防署への届出が必要です！

祭礼、縁日、花火大会、展示会等、多数の者が集合する催しで火気を取り扱う露店等には、

初期消火等のため**消火器の準備**が必要です。

また火気を取り扱う露店等を開設する場合には、

３日前までに『**露店等の開設届出書**』を消防署へ提出してください。

※露店等を開設しようとする者以外に、主催者や露店等の開設を統括する者でも届出ができます。

消火器の設置について

①使用する火気の種類に適応した消火器を設置してください。

②対象火気器具等を取扱う露店ごとに消火器を設置して下さい。

③原則として、消火器は対象火気器具等を取り扱う者が準備します。

対 象 火 気 器 具 等 一 例

一口こんろ

グリドル

バーベキューこんろ

ホットプレート

携帯発電機

石油ストーブ

お問い合わせ先

鳥栖・三養基地区消防事務組合
予防課　電話0942－83－7996